

群馬県過疎地域自立促進計画

(原案)

平成28年〇月

群馬県

目 次

1	群馬県過疎地域自立促進計画の策定にあたって	P. 1
2	基本的な事項	P. 2
3	分野別事業	P. 4
1	産業の振興	P. 4
2	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	P. 19
3	生活環境の整備	P. 33
4	高齢者等の保健福祉の向上及び増進	P. 35
5	医療の確保	P. 38
6	教育の振興	P. 41
7	地域文化の振興等	P. 42
8	集落の整備	P. 43
9	その他地域の自立促進に関し必要な事項	P. 44

1 群馬県過疎地域自立促進計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

群馬県過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第7条の規定に基づき策定するもので、群馬県過疎地域自立促進方針に基づき、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画を定めたものです。

2 対象地域

過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定による要件（人口減少率及び財政力指数等）を満たし、同条第2項の規定により公示された団体（同法第33条第2項の規定により、合併前に過疎地域市町村であった区域のみが過疎地域とみなされる場合は、その区域）です。本県については、平成27年4月1日現在、次の14市町村（5市5町4村）が過疎地域を有しています。

- ①高崎市（旧倉渕村の区域）
- ②桐生市（旧黒保根村の区域）
- ③沼田市（旧利根村の区域）
- ④藤岡市（旧鬼石町の区域）
- ⑤みどり市（旧（勢）東村の区域）
- ⑥上野村
- ⑦神流町
- ⑧下仁田町
- ⑨南牧村
- ⑩中之条町
- ⑪嬭恋村
- ⑫東吾妻町
- ⑬片品村
- ⑭みなかみ町



3 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2 基本的な事項

過疎地域対策緊急措置法(S45)、過疎地域振興特別措置法(S55)、過疎地域活性化特別措置法(H2)、改正前の過疎地域自立促進特別措置法(H12)と続いたこれまでの過疎対策によって、過疎地域の生活環境は一定の改善がみられています。

しかし、過疎地域における生活基盤及び生活環境等の整備水準は、県全体に比べると依然として低くなっています。また、農林業、商工業、観光といった産業についても、過疎地域では依然として厳しい状況にあり、今後は、高齢者人口も含めて更に過疎地域の人口減少が進行すると予測されています。

本県の過疎地域は、多彩な農林産物をはじめとする食料や人が生活するうえでは欠かすことのできない水資源を供給するとともに、木質バイオマスや水力をはじめとする再生可能エネルギーを都市へ提供しています。また、過疎地域で人々が生活を営むことにより自然環境が保全されるほか、災害の防止、森林による地球温暖化の防止が図られるとともに、都市住民にとっての癒しの場や教育の提供の場として多面にわたり県民の安全・安心な生活や産業活動を支える重要な機能を果たしています。過疎地域が有するこうした公益的機能は、過疎地域はもとより都市地域に暮らす県民が多くの恩恵を享受している「県民共有の財産」です。今後は、過疎地域以外の都市地域の住民を含めた全ての県民が過疎地域の持つ公益的機能を適切に認識し、積極的に評価することにより、過疎問題の解決を「全県的な課題」として捉え、生活・産業・環境面においてこれからも健全に維持されるよう対策を講じていく必要があります。

このため、住民の安全・安心な暮らしの確保や産業活力の向上、集落を支援する人材を育成・確保し、地域資源を生かした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、地域間交流の促進による移住・定住促進により、過疎地域の持続可能性向上を目指します。

これまでの過疎対策は、都市部とのハード面を中心とした格差是正に重点が置かれてきましたが、これからの過疎対策は、ハード面の対策を継続するとともに、ソフト面の対策の充実・強化を図ることにより、過疎地域の持続可能性を向上させることが重要です。

本県における今後の過疎対策の推進に当たっては、

- I 「くらし」を支える
- II 「なりわい」を守り、生み出す
- III 「ひと」を育てる

という3つの視点から積極的かつ効果的な施策を推進するため、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置について、本計画において定めます。

なお、本計画は、毎年度、事業実績の把握と計画の見直しを行うことにより、適切な運用を図るものとします。

3 分野別事業

1 産業の振興

過疎地域における産業の振興は、安定した雇用及び所得の確保を図り、若年層の人口流出の抑制とU J Iターンを促進する上で重要な課題です。過疎地域の基幹産業である農林業の振興を図るため基盤整備等の諸事業を実施するとともに、農商工連携などを積極的に促進します。

また、地域の主体性と創意工夫による起業は、雇用機会の増大と地域経済の活性化を図る上での有効な手段となり得るため、企業立地の促進とともに地域資源を生かした創業の促進を図ります。さらに、近年の価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い、観光・レクリエーションに対する需要が高まっており、隠れた地域資源の掘り起こしや地域の特性を生かした新たな地域資源の開発、整備を促進します。

(1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
農業の振興	<p>地域の特性を生かした付加価値の高い農業を推進するとともに、担い手の育成・確保、農地の有効利用、農業用施設の保全などを支援し、農業の振興を図ります。</p> <p>○基盤整備</p> <p>(競) 農地整備事業 (畑地帯担い手支援型) 孺恋村 仙之入地区 農道整備 3.3km 排水路工 0.7km 整地工4.2ha</p> <p>(交) 農地整備事業 (通作条件整備型) 孺恋村 大笹地区 点検診断1式、農道補修 6.4km、橋梁補修6箇所</p> <p>(交) 農地整備事業 (耕作放棄地型) 東吾妻町 萩生川西地区 区画整理 28.6ha</p>

事業名	事業内容
農業の振興	(交) 農地整備事業 (通作条件整備型) 東吾妻町 榛名西麓1期地区 点検診断1式、農道補修 2.6km
	(交) 水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) みなかみ町 赤谷川沿岸2期地区 隧道 0.1km
	(交) 水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) 中之条町 美野原地区 頭首工1式 用水路 1.2km
	(交) 水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) 沼田市 沼田平1期地区 隧道補強 0.2km
	(交) 水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) 沼田市 沼田平2期地区 隧道補強 0.3km
	(交) 水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) 沼田市 追貝平地区 用水路0.2km 揚水機場補修4箇所 調整池補修1箇所
	(交) 農地整備事業 (通作条件整備型) 中之条町 中之条地区 点検診断1式、農道補修 3.4km、橋梁補修1箇所
	農村地域防災減災事業 (ため池整備事業) みなかみ町 池田地区 ため池耐震補強1箇所
	農村地域防災減災事業 (地すべり対策事業) 中之条町 わらび峠地区 地下水排除工1式、地表水排除工1式

事業名	事業内容
林業の振興	<p>林業・木材産業の生産性の向上、経営や施業の担い手の育成確保、県産木材の安定的な供給及び利用の推進のための取組を支援することにより、林業の振興を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林整備担い手対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・林業現場で働いている人たちの社会保険等の掛金助成 ○県産木材生産促進対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県産木材利用を促進するための森林所有者等への販売支援
鳥獣被害対策	<p>鳥獣被害対策支援センターと日本獣医生命科学大学が連携して、関係部局及び市町村等とともに、地域ぐるみの鳥獣被害対策を計画的、総合的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣害に強い集落づくり支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの被害対策を促進するため、被害農林業者を含む地域住民の合意形成、集落環境調査に基づいた被害対策に関する支援を行い、その効果を検証・評価してフィードバック
地場産業の振興	<p>県内地場産業を一堂に集めた展示商談会を開催し、地場製品のPRを行うとともに、産地組合等が行う販路拡大等のための取組を支援します。また、国の認定制度（農商工等連携事業・地域産業資源活用プログラム）を活用し、新商品や新サービスの開発・市場化を行う取組を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地場産業総合振興対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ぐんま地場産業フェスタ ・地場産業総合振興対策補助金 ・地域産業情報発信 ○伝統的工芸品産業振興対策 <ul style="list-style-type: none"> ・「群馬県ふるさと伝統工芸品展」開催

事業名	事業内容
企業の誘致対策	<p>企業立地促進法、過疎地域自立促進特別措置法、農村地域工業等導入促進法等を積極的に活用しながら、優良企業の誘致と既存企業の事業拡大を図ります。</p> <p>○群馬県企業誘致推進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に工場、物流施設、データセンターを新設・増設する企業又は県外から本社機能を移転する企業に対し、補助金を交付
創業の促進	<p>中小企業の経営支援の中核機関である（公財）群馬県産業支援機構の創業等に関する支援体制を活用し、他の支援機関とも連携を図りながら、地域の特性や資源を生かした創業を促進します。</p>
商業の振興	<p>商店街関係団体等への支援については、過疎地域の実情や住民のニーズを踏まえて取り組みます。</p> <p>また、地場産業、観光・レクリエーション及び都市との交流などの分野との連携による、地場製品の販売促進や消費の拡大を通じ、商業の振興を図ります。</p>
観光又はレクリエーション	<p>自然環境や景観の保全に配慮しつつ、都市との交流や他産業との連携を図りながら観光、レクリエーションの振興を図ります。</p> <p>また、地域に於ける自然、温泉、歴史、文化等新たな観光資源の発掘や、その磨き上げによる魅力ある観光地づくりの取り組みを支援し、観光イメージを向上させ、誘客を促進します。</p>

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
担い手への農地集積・集約化	<p>○農地中間管理事業等により、農地中間管理機構が行う農地の貸借や売買を支援し、地域における農地利用を最適化します。</p> <p>○農用地利用集積促進事業 農地中間管理事業における機構集積協力金の対象とならない場合でも、認定農業者に対する利用権の設定を行ったときは、奨励金を交付します。 (定額2～6千円/10a、県1/2、市町村1/2)</p>
耕作放棄地再生対策	<p>○耕作放棄地リフレッシュ促進事業 農地中間管理機構が実施する耕作放棄地の再生と優良農地の確保を支援します。 (定率、国庫基金1/2、県1/4、市町村1/4)</p> <p>○耕作放棄地再生利用総合対策事業 広く耕作放棄地再生の取組を支援します。 (定額15千円/10a、県)</p>
担い手農家への支援	<p>○はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業 認定農業者等の意欲ある担い手の育成、新規就農者や企業等の新たな担い手の確保、経営の多角化や法人化を進めるための取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人化等支援型 ハード3/10以内(補助金上限:個人300万円、団体500万円)、ソフト1/2以内(補助金上限:25万円) ・新規就農者支援型 1/2以内(補助金上限:ハード150万円、ソフト15万円) ・アグリビジネス参入型 ハード3/10以内(補助金上限500万円) ・新時代対応型 15/100以内(補助金上限250万円)

事業名	事業内容
「野菜王国・ぐんま」総合対策	<p>本県農業産出額の約4割を占める野菜の生産振興のため、認定農業者や農業団体等に総合的な支援を実施します。</p> <p>①大規模野菜経営体育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の経営体を目指す認定農業者等が行う、施設・機械の整備を支援します。 ・補助率：1/3以内 <p>②ぐんまの野菜産地育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的に野菜生産に取り組む産地の生産拡大を図るための施設・機械の整備等を支援します。 ・補助率：ハード3/10以内、ソフト1/2以内 <p>③目指せ日本一！チャレンジ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きゅうり等施設果菜類の収量向上を目的に、組織的に野菜生産に取り組む産地や認定農業者等が行う先進的な環境制御技術導入のための機械整備を支援します。 ・補助率：1/3以内
こんにゃく総合対策	<p>こんにゃく経営の規模拡大による低コスト化や、高付加価値化を図るための支援を実施するとともに、海外も視野に含めた消費拡大対策を行い、“世界で戦える”ぐんまのこんにゃくを総合的に支援します。</p> <p>○低コスト競争力強化整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械作付け可能な品種の導入や「生芋こんにゃく」の生産に取り組む場合、機械設備の導入経費を支援。 ・補助率：1/3以内
ぐんまの果樹新時代対応推進	<p>ぐんまの果樹の消費拡大とPRを図る取組に対して支援をするとともに、新規需要を創出する取組を総合的に支援します。</p> <p>○果樹定着化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産果実の販売促進を行うための経費を支援 ・補助率：1/2以内

事業名	事業内容
中山間地域総合整備事業	<p>農業の生産条件が不利な中山間地域を対象に農業生産基盤の整備と農村環境基盤の整備を総合的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地利用型農業の生産性向上のための生産基盤の整備 ○農業機械の運行や農作物の運搬等に供する農業集落道の整備 ○農業用排水の機能維持のための集落内の雨水排水施設の整備 ○生態系保全に資する鳥獣被害防止柵の設置 <p>(国5.5/10、県2.5/10、市町村2.0/10)</p>
農山漁村振興交付金	<p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 定住を促進するため、生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援。 ○地域間交流拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> 地域間交流を促進するため、農山漁村の有する地域資源を活用し、都市住民への農山漁村に対する理解の促進を目的とした、交流拠点の整備を支援。 ○その他省令で定める事業 <p>(国5.5/10、県2.5～1.0/10、市町村2.0～3.5/10)</p>

事業名	事業内容
農業基盤整備促進事業	<p>担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるため、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備を支援します。</p> <p>○定率助成 ①農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ②暗渠排水の新設又は変更 ③区画整理 ④農作業道の変更 ⑤土壌改良 ⑥農地保全 (国5.5～5.0/10、県2.5/10、市町村2.0～2.5/10)</p> <p>○定額助成 ①田・畑の区画を拡大(水路の変更を伴わない) 畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大 ②田・畑の区画を拡大(水路の変更を伴うもの) 畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大 ③暗渠排水 ④湧水処理 ⑤末端畑地かんがい施設 ⑥客土 ⑦除礫 (①、⑥10万円/10a ②、⑦20万円/10a ③、④15万円/10a ⑤20万円/10a(樹園地以外)、30万円/10a(樹園地)) ※中心経営体に集約化する整備の場合助成額を2割加算</p>
農地耕作条件改善事業	<p>農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする借り手のニーズに対応した基盤整備を支援します。</p> <p>○定額助成 畦畔除去等による田・畑の区画拡大等の整備 ①区画拡大 ②暗渠排水 (①10万円/10a ②15万円/10a) ※中心経営体に集約化する整備の場合助成額を2割加算</p> <p>○定率助成 ①貸しやすく・管理しやすい農地に整備するための支援 ②合意形成を促進するための支援 (国5.5～5.0/10、県2.5/10、市町村2.0～2.5/10)</p>

事業名	事業内容
地域用水環境整備事業	<p>農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に地域用水の有する多面的機能維持増進に資する施設整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上や低炭素社会づくりの促進を図ることを支援します。</p> <p>○地域用水環境整備</p> <p>①親水・景観保全施設整備 親水・景観保全のための施設として親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備</p> <p>②小水力発電整備 土地改良施設等の維持管理費の節減を図るため包蔵水力を活用した水力発電のための施設整備及び導入支援 (国5.0/10、県2.5/10、市町村2.5/10)</p>
小規模農村整備事業	<p>農村地域の多様なニーズに対応したきめ細やかな整備を支援し、地域農業を支え守りながら農村の維持・振興を図ります。</p> <p>○一般型：市町村、土地改良区が行う事業</p> <p>①－1 農業生産基盤保全整備 ほ場、農業用排水施設、農作業道、農地・農業用施設保全等の農業生産基盤を保全・整備することにより、地域農業の維持及び振興を支援する。 (県40%[35%]、市町村等60%[65%])</p> <p>①－2 農業生産基盤保全整備(農地集積促進) 上記事業において、事業完了3年後までに担い手等への農地利用修正率が10%以上増加することが確実と見込まれる地区を支援する。 (県50%[45%]、市町村等50%[55%])</p> <p>②農村地域保全整備 農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善することにより、農村の集落機能の維持及び強化を支援する。</p>

	<p>(1) 下記を除く農村地域保全整備 (県1/3[30%]、市町村等2/3[70%])</p> <p>(2) 災害復旧 農地 (県50%、市町村等50%) 農業用施設 (県65%、市町村等35%)</p> <p>(3) 環境保全対策調査 (県50%、市町村等50%)</p> <p>③特別対策 鳥獣被害防止施設、農地・生産施設保全施設等を整備することにより、地域農業が抱える課題解決を支援する。 (県40%[35%]、市町村等60%[65%])</p>
<p>小規模農村整備事業</p>	<p>県民参加型：市町村長を補助事業者とし、県民が間接補助で行う事業</p> <p>○上記各事業において、県民参加による直営施行を実施する。 (県50%、市町村等50%)</p> <p>※[]は事業主体が市町村で財政力指数が0.75以上の場合に適用。ただし、区画整理、災害復旧、環境保全対策調査、県民参加型は対象外。</p> <p>※特別地域は、県費率5%上乗せ。ただし、環境保全対策調査、災害復旧及び県民参加型については対象外。</p> <p>※事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限は30,000千円/地区。ただし、災害復旧事業は400千円/箇所未満。 ・ 下限は、市町村主体：2,000千円、市町村以外：500千円。ただし、災害復旧事業については130千円。また、県民参加型、環境保全対策調査は下限を設けない。

事業名	事業内容	備考
中山間地域等 直接支払	<p>中山間地域等農業生産条件不利地において農業生産活動の継続を支援し、農業農村の有する多面的機能の良好な発揮を図るため、集落等に対して締結された協定に基づく活動に対して交付金を交付します。</p> <p>○通常地域 (国1/2、県1/4、市町村1/4)</p> <p>○特認地域 (国1/3、県1/3、市町村1/3)</p>	<p>(対象地域)</p> <p>1 特定農山村地域</p> <p>2 振興山村地域</p> <p>3 過疎地域</p> <p>4 特認地域</p>
多面的機能支払	<p>農業者や地域住民などの活動組織が地域共同で行う、農地や水路など地域資源の維持・保全や施設の軽微な補修、農村環境の保全など質的向上を図り、多面的機能を支える活動に対し交付金を交付します。</p> <p>(国1/2、県1/4、市町村1/4)</p>	

事業名	事業内容
森林・林業再生 基盤づくり交付 金事業	<p>林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に対し助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高性能林業機械の整備（国1/2～1/3） ○森林づくり活動基盤の整備（国1/3、4/10等） ○特用林産振興施設等の整備（国1/2） ○木材加工流通施設等の整備（国1/2、1/3） ○木造公共建築物等の整備（国3.75%、15%、1/2） ○木質バイオマス利用促進施設の整備（国1/2、1/3）
特用林産物生産 活力アップ事業 （施設整備等）	<p>きのこ等特用林産物の生産振興を図るため、生産・集出荷施設等の整備に対し助成します。</p> <p>（県1/2以内、市町村1/10以上）</p>
特用林産物生産 活力アップ事業 （原木共同購入 支援）	<p>原木しいたけ生産の振興を図るため、しいたけ原木の共同購入経費に対し助成します。</p> <p>（原木6,000本以上の共同購入経費が対象。 県50円／本、市町村10円／本以上）</p>

事業名	事業内容
特用林産施設体制整備事業	<p>東日本大震災による被災地の復興のために必要な特用林産物生産の経営基盤の強化や就業機会を確保するための体制整備を図るため、補助金を交付します。（国1/2以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産資材の導入（きのこ等の生産力増強対策） <ul style="list-style-type: none"> ※きのこ原木、菌床資材の導入等 ○放射性物質の防除施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ※ほだ木の洗浄機械、簡易ハウス等
林業再生緊急路網整備事業	<p>間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の活性化を図るため、森林経営計画の計画区域内で作設する作業道の開設に補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○林業専用道（規格相当） <ul style="list-style-type: none"> ①1m当たり単価が25,000円以下の場合10/10以内 ②1m当たり開設単価が25,000円を超える場合は、次により算出された金額 （開設延長×25,000円）＋（補助対象経費－開設延長×25,000円）×2/3以内） ○森林作業道 <ul style="list-style-type: none"> ①1m当たり単価が2,000円以下の場合10/10以内 ②1m当たり開設単価が2,000円を超える場合は、次により算出された金額 （開設延長×2,000円）＋（補助対象経費－開設延長×2,000円）×2/3以内）
林業作業道総合整備事業	<p>造林、間伐、椎茸生産並びに外材に対抗しうる県産材を生産するため、高性能林業機械の使用に適合する作業道等の作設及び改良等について補助します。 （県2/3・3/4・定額、町村0～1/3）</p>

事業名	事業内容	備考
森林整備地域活動支援交付金	<p>森林整備を推進するため、森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な諸活動に対して交付金を交付します。</p> <p>①森林経営計画作成促進 8,000円～85,000/ha ②施業集約化の促進 30,000～46,000円/ha ③森林境界の確認 16,000円/ha ④森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備 5,000～10,000円/ha (国：1/2、県：1/4、市町村：1/4)</p>	
鳥獣害対策地域支援事業	<p>市町村が主体的に取り組む鳥獣被害対策事業に対し、捕獲奨励金の交付や、捕獲機材購入費及び個体群管理費の一部を助成します。</p> <p>(県：定額、1/2、1/4)</p>	
鳥獣被害防止総合対策交付金	<p>鳥獣被害防止特措法により市町村が策定した被害防止計画に基づき取り組む侵入防止柵の設置や、鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動、有害鳥獣の捕獲活動に対し交付します。</p> <p>(国：定額、1/2)</p>	<p>鳥獣被害防止特措法に基づき被害防止計画を策定した市町村における被害対策協議会</p>

事業名	事業内容
商店街活性化支援事業	<p>地域商業を担う商店街の活性化を推進するため、商店街関係団体やNPO法人等が実施する空き店舗活用や環境施設整備事業及びにぎわい創出や地域連携を図るソフト事業に対し、県が市町村とともに支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：補助対象経費の1/3（ソフト事業） 又は1/4（ハード事業）以内、 かつ市町村補助額の1/2以内
千客万来支援事業	<p>市町村等が多くの誘客を図るため、地域との連携のもとに、地域の特色を生かして取り組む企画力の優れた公共的な観光振興事業（ハード・ソフト）に対して支援を行い、魅力ある観光地づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1/2以内 ※ただし、ハード事業については、財政力指数0.75以上の市町村については1/3以内 ・補助限度額：5,000千円 ・補助条件：ハード事業については、原則県産木材使用

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

過疎地域における交通体系の整備は、安全・安心な住民生活の確保や産業振興をはじめ過疎地域の自立促進にとって重要なものであり、引き続き重点的に取り組む必要があります。

道路については、過疎地域と都市とを結ぶ幹線道路の整備をはじめとする「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」に基づく広域的な道路ネットワークの形成を推進するとともに、住民生活に密着した生活道路の整備を進めます。さらに、農林業の振興を図り、農山村環境の改善に資するよう、農道網、林道網の整備を促進します。

また、公共交通については、通勤、通学、買物、通院といった日常生活に必要なものであり、地域住民の移動の手段としてバスや中小私鉄をはじめとする交通機関の確保に努めます。

情報化については、過疎地域においてもICTの利便性を実感できる環境の整備に努めることとします。

さらに、農山村と都市との共生を目指し、地域間の連携による過疎地域の持続可能性を高めるため地域間交流を促進します。

(1) 自ら講じようとする措置

ア 基幹的な市町村道等の整備

事業名	事業内容	市町村名
市町村道 (代行整備)	改良 3路線 4,114m	桐生市 (旧黒保根村の区域) 神流町 沼田市 (旧利根村の区域)
	1級208号線 幅員 10.0m 延長 1,574m	
	麻生小平線 幅員 5.0m 延長 870m	
	輪組輪久原線 幅員 9.25m 延長 1,670m	

事業名	事業内容	市町村名
林道 (代行整備)	新設 2路線 6,730m 奥山六車線 幅員 5.0m 延長 2,630m 奥山六車線 幅員 4.0m 延長 1,800m 吾嬬山線 幅員 5.0m 延長 2,300m	下仁田町 南牧村 東吾妻町 中之条町

イ 都道府県道等の整備

事業名	事業内容	市町村名
国道 (知事管理分)	改良、舗装、橋りょう、トンネル 10路線 31,424m 国道145号 幅員 10.50m 延長 7,000m 国道145号 幅員 10.50m 延長 6,400m 国道353号 幅員 10.50m 延長 6,700m 国道353号 幅員 10.50m 延長 4,000m 国道120号 幅員 9.75m 延長 550m 国道120号 幅員 10.25m 延長 600m 国道122号 幅員 7.50m 延長 500m 国道144号 幅員 10.00m 延長 300m 国道291号 幅員 9.25m 延長 380m 国道299号 幅員 7.00m 延長 660m 国道405号 幅員 7.00m 延長 420m 国道406号 幅員 7.50m 延長 379m 国道406号 幅員 7.50m 延長 600m 国道462号 幅員 6.50m 延長 1,245m	東吾妻町 (吾妻西BP) 東吾妻町 (吾妻東BP) 東吾妻町 (吾妻東BP (2期)) 東吾妻町～渋川市 (祖母島箱島BP) 片品村 (須賀川工区) 沼田市 (利根) (道具工区) みどり市 (東) (下草木工区) 嬭恋村 (大前工区) みなかみ町 (小川工区) 上野村 (檜原工区) 中之条町 (梨木工区) 東吾妻町 (菰生1期工区) 高崎市 (倉淵) (権田工区) 藤岡市 (鬼石) (坂原工区)

	国道462号	幅員 7.00m	延長 400m	神流町 (柏木工区)
	国道462号	幅員 7.00m	延長 420m	神流町 (柏木工区(3工区))
	国道462号	幅員 7.00m	延長 468m	神流町 (魚尾工区(2期-1))
	国道462号	幅員 7.00m	延長 402m	神流町 (魚尾工区(2期-2))
県道	改良、舗装、橋りょう	23路線	13,020m	
	(一) 会場鬼石線	幅員6.00m	延長 170m	藤岡市 (旧鬼石町の区域)
	(主) 高崎神流秩父線	幅員6.00m	延長 30m	神流町
	(主) 富岡神流線	幅員5.00m	延長 180m	神流町
	(一) 小平下仁田線	幅員6.50m	延長 400m	神流町
	(主) 下仁田上野線	幅員6.50m	延長 610m	上野村
	(主) 下仁田上野線	幅員9.25m	延長 300m	下仁田町
	(主) 下仁田軽井沢線	幅員6.00m	延長 600m	下仁田町
	(主) 下仁田浅科線	幅員6.00m	延長 360m	下仁田町
	(一) 下仁田佐久穂線	幅員5.00m	延長 440m	南牧村
	(一) 黒滝山小沢線	幅員6.00m	延長 420m	南牧村
	(主) 下仁田白田線	幅員6.00m	延長 150m	南牧村
	(主) 下仁田白田線	幅員6.00m	延長 200m	南牧村
	(主) 下仁田上野線	幅員6.50m	延長 220m	南牧村
	(主) 下仁田上野線	幅員9.25m	延長 500m	南牧村

(一) 植栗伊勢線	幅員10.50m	延長1,800m	東吾妻町 中之条町
(主) 中之条東吾妻線	幅員9.00m	延長 200m	中之条町
(主) 中之条草津線	幅員6.00m	延長 440m	中之条町
(一) 下沢渡原町線	幅員7.00m	延長 380m	東吾妻町
(主) 中之条東吾妻線	幅員9.50m	延長 370m	東吾妻町
(主) 高崎東吾妻線	幅員9.75m	延長 500m	東吾妻町
(一) 大笹北軽井沢線	幅員9.25m	延長1200m	嬭恋村
(一) 老神温泉線	幅員7.00m	延長 280m	沼田市 (旧利根村の区域)
(主) 水上片品線	幅員9.25m	延長 180m	みなかみ町
(主) 水上片品線	幅員7.00m	延長 530m	みなかみ町
(一) 石倉上牧線	幅員7.00m	延長 450m	みなかみ町
(一) 月夜野猿ヶ京温泉線	幅員7.0m	延長370m	みなかみ町
(主) 中之条湯河原線	幅員7.00m	延長 720m	みなかみ町
(主) 水上片品線	幅員6.00m	延長 500m	片品村
(主) 沼田大間々線	幅員9.50m	延長 200m	桐生市 (旧黒保根村の区域)
(主) 大間々上白井線	幅員7.00m	延長 320m	桐生市 (旧黒保根村の区域)

事業名	事業内容	市町村名
林道	改良 6路線 2,789m 小中西山線 幅員 4.0m 延長 42m 住居附線 幅員 4.0m 延長 250m 奥名郷線 幅員 3.6m 延長 757m 御場山線 幅員 4.0m 延長 121m 中之岳線 幅員 5.0m 延長 113m 道場線 幅員 5.0m 延長1,506m	みどり市 (旧東村の区域) 上野村 上野村 下仁田町 下仁田町 南牧村

事業名	事業内容	市町村名
林業専用道	新設 10路線 17,175m 向山線 幅員 3.5m 延長1,500m 高檜線 幅員 3.5m 延長1,500m 下三波川線 幅員 3.5m 延長7,000m 鏡ノ沢線 幅員 3.5m 延長 480m 馬放場線 幅員 3.5m 延長2,700m 今泉線 幅員 3.5m 延長 610m 御鉾線 幅員 3.5m 延長 485m 桐ノ城線 幅員 3.5m 延長 900m 不動沢落線 幅員 3.5m 延長 800m 手小屋線 幅員 3.5m 延長1,200m	桐生市 <small>(旧黒保根村の区域)</small> 桐生市 <small>(旧黒保根村の区域)</small> 藤岡市 <small>(旧鬼石町)</small> 上野村 上野村 神流町 神流町 神流町 みなかみ町 みなかみ町

ウ 地域間交流の促進

事業名	事業内容
山村と都市との連携・交流支援	<p>本県の山村の魅力を発信し、都市と山村との相互交流を促進するため都市との交流イベントを開催するとともに、県内の過疎・山村地域の市町村と東京23区などの都市部自治体との連携・交流の拡大や協定促進に向けた取組を実施します。</p>
ぐんま暮らし支援	<p>過疎山村地域をはじめ県内への移住希望者に対して一元的に情報提供を行う「ぐんま暮らし支援センター」を都内に設置するとともに、専任の相談員を配置して県内への移住を促進します。</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぐんま暮らし相談会（移住相談会）の開催 ・ぐんま暮らし推進連絡会議の開催 ・ぐんま暮らしの魅力発信「ポータルサイト」の運営
子ども農山漁村交流プロジェクト	<p>学ぶ意欲や自立心、思いやりの心などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する。</p>
利根川水系 上下流交流	<p>利根川上流にある群馬県と下流の東京都の人々が水源地域での交流を通じて、わたしたちの生活に欠くことのできない水を安心して利用していくための森林やダム役割を学びます。</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県と東京都の住民の交流 (ダム見学、林業体験、自然観察会等) ・啓発活動（ホームページ運営等）

事業名	事業内容
グリーン・ツーリズム推進体制確立	<p>本県の特性を生かした「ぐんまらしいグリーン・ツーリズム」を地元市町村・関係団体等と連携して推進するとともに、山村地域の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県グリーン・ツーリズム連絡協議会運営 ○ぐんまGTサポーター活動支援
グリーン・ツーリズム普及及び定着化推進	<p>グリーン・ツーリズム広報普及活動を地元市町村・関係団体等と連携して実施するとともに、山村地域の活性化を図るため、グリーン・ツーリズム普及のための各種事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報宣伝活動実施

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
群馬県市町村乗合バス補助制度	<p>県民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、乗合バス事業を運営する市町村又は一部事務組合に対して、その負担した運行費や車両購入費の一部を補助します。</p> <p>○過疎地域（県1/3、市町村2/3）</p>	過疎市町村
無線システム普及支援事業	<p>○携帯電話等エリア整備支援事業（間接補助事業） 携帯電話等の移動通信サービスをどこでも利用できるようにするための移動通信用鉄塔施設の整備</p> <p>※市町村負担率の中には電気通信事業者負担分を含む （国1/2、県1/5、市町村3/10（うち事業者1/6）） 対象世帯が100世帯未満の場合 （国2/3、県2/15、市町村1/5（うち事業者1/9））</p> <p>○群馬県携帯電話等エリア整備事業費補助金（県単独補助事業） 上記間接補助事業と同様の施設の整備で、間接補助事業による補助金の交付対象となった事業を除くものの整備</p> <p>※市町村負担率の中には電気通信事業者負担分を含む （県1/5、市町村4/5（うち事業者1/8））</p>	過疎市町村及び辺地等

事業名	事業内容	備考
無線システム普及支援事業	<p>○地上デジタル放送共聴施設整備事業費補助金 (国庫・県単)</p> <p>テレビジョン放送の難視聴解消等を目的として設置された辺地共聴施設をデジタル有線共聴施設に改修又はデジタル無線共聴施設に置換する事業、及び新たな難視地域におけるデジタル有線共聴施設又はデジタル無線共聴施設を新設する事業等</p> <p>(国：補助対象経費の1/2(新設 2/3)、県：自治体負担額の1/2(※1/3)、市町村：自治体負担額の1/2(※2/3)、加入者：3.5万円×世帯数)</p> <p>※市町村の財政力指数・改修施設数等による</p>	
補助公共林道事業	<p>○森林環境保全整備事業</p> <p>森林の有する重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものです。</p> <p>※市町村森林整備事業計画に基づき実施</p> <p>①環境林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理道開設(災害復旧) (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) <p>②林業専用道整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業専用道開設 (国5/10、県3.3/10、市1.7/10) ・作業ポイント、接続路 (国4.5/10、県3.7/10、市1.8/10) <p>○美しい森林づくり基盤整備交付金</p> <p>①美しい森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道開設、林道改良、林道舗装 (国5/10、市町村5/10) 	<p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理道 30ha以上 ・森林施業道 10ha以上 ・峰越連絡林道(幹線500ha以上、その他100ha以上) <p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10ha以上

事業名	事業内容	備考
農山漁村地域整備事業	<p>○農山漁村地域整備交付金</p> <p>農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能となる農山漁村地域の総合的な整備を推進するものです。</p> <p>※農山漁村地域整備計画に基づき実施</p> <p>①育成林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理道開設 (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) ・森林管理道開設(森林造成林道) (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) ・林業専用道開設 (国5/10、県3.3/10、市1.7/10) ・森林施業道開設 (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) ・峰越連絡林道 (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) 	<p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理道 30ha以上 ・林業専用道、森林施業道 10ha以上 ・峰越連絡林道 (幹線500ha以上、その他100ha以上)
	<p>②共生環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理道開設 (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) ・森林管理道開設(森林造成林道) (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) ・林道改良(幹線) (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) ・林道改良(その他) (国3.0/10、県3.0/10、市町村4.0/10) ・峰越連絡林道 (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) ・林道舗装(幹線) (国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10) ・林道舗装(その他) (国1/3、県1/3、市町村1/3) 	<p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理道 30ha以上 ・林道改良、林道舗装 (幹線200ha以上、その他30ha以上) ・峰越連絡林道(幹線500ha以上、その他100ha以上)

事業名	事業内容	備考
農山漁村地域整備事業	③林道改良事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林管理道改良（幹線） （国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10） ・ 森林管理道改良（その他） （国3.0/10、県3.0/10、市町村4.0/10） ・ 林道舗装（幹線） （国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10） ・ 林道舗装（その他） （国1/3、県1/3、市町村1/3） 	利用区域面積 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林道改良、林道舗装 （幹線200ha以上、その他30ha以上）
	④フォレスト・コミュニティ総合整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業施設用地整備 （国5/10、県1/10、市町村4/10） ・ 作業ポイント （国5/10、県2/10、市町村3/10） ・ 林道改良（幹線） （国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10） ・ 林道改良（その他） （国3.0/10、県3.0/10、市町村4.0/10） ・ 林道舗装（幹線） （国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10） ・ 林道舗装（その他） （国1/3、県1/3、市町村1/3） 	利用区域面積 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林道改良、林道舗装 （幹線200ha以上、その他30ha以上）

事業名	事業内容	備考
県単林道整備事業	○県単林道開設事業 (県1/2、市町村1/2) (財政力指数0.75以上、県1/3、市町村2/3)	利用区域面積 10ha以上
	○県単林道改良事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通行の安全を確保する施設 (県6/10、市町村4/10) ・その他 (県1/2、市町村1/2) (財政力指数0.75以上、県1/3、市町村2/3) 	
	○県単林道舗装事業 (県1/2、市町村1/2) (財政力指数0.75以上、県1/3、市町村2/3)	

3 生活環境の整備

過疎地域における生活環境の整備は、地域住民の生活条件の向上だけでなく、若者の定住やU J Iターンを促進するうえで重要であることから、上下水道施設、廃棄物処理施設、消防防災体制について計画的かつ効率的な整備を促進します。

さらに、地域住民の安全確保や災害時の被害軽減のためのソフト面での支援にも努めます。また、河川の整備として、河道拡幅や護岸整備、鳥獣害対策伐木などを進めます。

(1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
地域災害対応力養成支援事業	地域の地図に危険箇所等を記載するなど、オリジナルの防災マップを作成する災害図上訓練や、地域における避難所運営の疑似体験ができる避難所運営ゲームを実施し、地域防災力の向上を図ります。
県民防災塾	県の防災行政全般や自主防災組織の役割等に関する講義、初期消火訓練や普通救命講習等の実習を消防本部と協力して実施し、地域防災のリーダー育成を支援します。
災害対応先進地視察研修会	災害対応先進県としての新潟県（中越地方）を訪問し、実際の災害対応経験者の話を聞くとともに被災現場等の視察を行うことで、居住地域における地域防災リーダーの育成を支援します。

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
消防防災施設等整備事業	市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助 (県1/3以内)	市町村及び一部事務組合

事業名	事業内容	備考
水道等整備事業	<p>○生活基盤施設耐震化等補助金 地方公共団体等が行う生活基盤施設耐震化等交付金対象となる水道施設整備等に対する補助</p> <p>○災害に強い水道づくり促進費補助 市町村が行う国庫補助対象以外の簡易水道等施設整備事業に対する県費補助</p>	
(公共下水道)市町村下水道費補助	<p>○市町村が単独で行う管渠整備費に対する補助</p> <p>①単独管渠整備費補助 (事業費の5~3%)</p> <p>②排水設備費補助 (市町村交付額の1/2: 上限5万円/戸)</p>	
(農業集落排水)	<p>○市町村が事業主体となつて行う農業集落排水施設の建設事業費に対する補助</p> <p>農業集落排水事業費補助 (事業費の1.8%)</p>	
(浄化槽設置整備)浄化槽対策	<p>○既存単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽に転換する者に対し、個人及び補助を行っている市町村への補助</p> <p>①個人設置型 (県1/3)</p> <p>②エコ補助金 (個人に対して転換1基10万円)</p>	
(浄化槽市町村整備推進)浄化槽対策	<p>○市町村が特別会計を設けて自ら主体となり、合併処理浄化槽を設置し、既存単独処理浄化槽等の転換をするのに必要な経費に対する補助</p> <p>市町村設置型 (県1/4)</p>	年間整備 10戸以上
水源かん養治山事業	<p>水源かん養治山事業において設置された施設の機能の回復を図るため、市町村が行う浚渫等の経費に対する補助 (県補助率7/10)</p>	

4 高齢者等の保健福祉の向上及び増進

過疎地域における高齢者の保健福祉の向上及び増進は、「群馬県高齢者保健福祉計画」（平成27年3月）に基づき、「高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」を目指し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進します。

また、少子化対策を積極的に進めるとともに、児童福祉の向上及び増進のため、児童福祉施設の質的充実努めるほか、良好な子育て環境のソフト面の整備に努め、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。さらに、障害のある人が社会の一員として地域の中で自立し、積極的に社会活動に参加して生きがいのある暮らしができるよう総合的な施策の充実・強化に努めます。

(1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
地域見守り支援事業	地域で支援を必要としている人の情報を速やかに把握するため、宅配事業者等が日頃の業務の中で異常を感じた際に市町村窓口に通報するなどの見守り体制を構築します。
ぐんま縁結びネットワーク	県内各地に、結婚を希望する若者の仲人役を務める「縁結び世話人」と呼ばれる女性のネットワークを構築し、少子化や過疎化が進む地域を含めた県内全域で若者の結婚を後押しします。
障害者就業・生活支援センター運営	障害者就業・生活支援センターを設置し、就業や日常生活、社会生活に関する相談対応、職業準備訓練を行い、就業を希望する障害者や離職のおそれのある障害者を支援します。

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
在宅要援護者総合支援事業	<p>高齢者及び身体・知的障害者に係る在宅福祉に関する事業を実施する市町村に補助します。</p> <p>(県1/2、市町村1/2)</p>
高齢者の生きがいと健康づくり支援	<p>単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動促進と健全な育成を図るため各老人クラブに対して補助します。</p> <p>(国1/3、県1/3、市町村1/3)</p>
地域支援事業交付金	<p>市町村が実施する地域支援事業（介護予防又は新しい介護予防・日常生活総合支援事業、包括的支援事業、任意事業）の実施に係る県費交付金</p> <p>○介護予防事業又は新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (県125/1000、市町村125/1000)</p> <p>○包括的支援事業及び任意事業 (県195/1000、市町村195/1000)</p>
介護給付費（県費）負担金	<p>市町村が行う介護給付及び予防給付に要する費用の一部負担</p> <p>○施設 (県175/1000、市町村125/1000)</p> <p>○居宅 (県125/1000、市町村125/1000)</p>

事業名	事業内容
介護保険利用者負担対策事業費補助金	<p>社会福祉法人が経営する介護サービス事業者が低所得者の利用者負担額を軽減した場合、その1/2を助成 (国1/2、県1/4、市町村1/4)</p>
低所得者保険料軽減県費負担金	<p>低所得者の第1号介護保険料軽減のために、市町村が行う介護保険特別会計への軽減費用繰入事業に対する費用の一部負担 (県1/4、市町村1/4)</p>
障害福祉サービス及び指定通所支援利用給付金事業	<p>市町村民税課税世帯の負担を軽減するため、障害福祉サービス等の利用者負担額の一部を支給する事業を実施する市町村に補助します。 (県3/4 市町村1/4)</p>
群馬県シルバー人材センター事業補助	<p>高齢者の就業対策及び生きがい対策を推進するシルバー人材センターの事業費等について補助を行います。 (予算の範囲内)</p>
市町村保育給付費負担	<p>市町村が保育所、認定こども園等に支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担します。 (国1/2、県1/4、市町村1/4)</p>

5 医療の確保

過疎地域では、高齢者比率が高く公共交通機関も少ないため、地域住民の移動手段が限られており、より身近な生活圏内で必要な初期医療が安定的に受けられる体制の整備が求められています。過疎地域住民の保健・医療を確保するため、医師等の確保とへき地医療拠点病院及び診療所等の充実を図り、へき地診療所への医師派遣や巡回検診などを実施します。

(1) 自ら講じようとする措置

ア 無医地区対策

事業名	事業内容
病院・診療所の整備	へき地診療所等における診療機能の向上を図るため、診療機器の整備や施設の充実に努めます。 また、へき地医療拠点病院による巡回診療の実施に補助し、無医地区等における住民の医療の確保に努めます。 [内容] <ul style="list-style-type: none">・へき地診療所施設・設備整備費補助事業・へき地医療拠点病院運営費補助
患者搬送体制の整備	へき地の患者を対応可能な医療機関まで搬送するため、患者搬送車やドクターヘリ・防災ヘリを活用した患者搬送体制を整備し、住民の医療確保に努めます。

事業名	事業内容
保健指導等の活動	<p>保健活動等が充分行えるよう、保健師の確保を必要とする町村（特定町村）の申し出に基づき、群馬県ホームページ等を用いて、保健師募集情報を広く提供し、人材確保を支援します。</p> <p>最新の情報等を基にした保健活動が実施できるよう、保健師に対し必要な研修を体系的に行います。</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健関係職員等研修事業（地域保健福祉企画研修） ・看護職員研修（保健師研修）
その他	<p>へき地医療支援機構を活用して、広域的なへき地医療支援事業の企画調整を行い、へき地医療対策の各種事業の円滑かつ効率的な実施に努めます。</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療支援機構担当医師経費補助事業

イ 特定診療科に係る医療確保対策

事業名	事業内容
医師確保修学研修資金貸与事業	<p>小児科や産婦人科など、県内で特に充実する必要がある診療科目に従事しようとする大学院生や研修医に修学研修資金を貸与し、一定期間県内の公立病院等へ勤務することを返還免除条件とすることで、県内病院における医師の確保を図ります。</p>

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
へき地診療所 運営費補助事業	へき地診療所の運営事業に補助します。 (国2/3、県1/3)	(実施地域) 上野村 神流町 中之条町 長野原町 安中市 東吾妻町
へき地学校巡回 検診事業費補助 事業	耳鼻咽喉科または眼科の学校医が配置されてい ないへき地学校（小学校・中学校）の巡回検診事業に 補助します。 (県1/2)	

6 教育の振興

良好な教育環境の整備と豊富な学習機会の確保は、地域での人づくりや地域の人々のつながりを強める上で重要であるため、過疎地域の教育条件の充実に努めるとともに、地域の特色を生かしつつ、社会の変化に対応した教育を推進します。

また、地域間交流の観点からも体験学習のフィールドとして適する農山村を、都市部の子どもたちの体験学習の受入れの場として整備・活用することに努めます。

さらに、社会教育施設等については、その整備に努めるとともに、生涯学習・社会教育のソフト面の充実やその学習情報の効果的な伝達に努めます。

(1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
公立小・中学校の統合整備等教育施設の整備	<p>一部の過疎地域では、人口の流出等に伴う児童生徒数の減少により、小・中学校の多くが小規模校化しているため、地域の実情に合わせた統廃合計画が検討・推進されています。</p> <p>このことを踏まえて、校舎、屋内運動場、へき地教員住宅、水泳プール、スクールバス等の整備事業にあたって、設置者は、通学条件の児童生徒に与える影響、学校が単なる教育施設にとどまらず地域住民にとって身近な地域拠点施設としての役割を果たしていること等その実態を総合的に考慮しつつ、地域住民の理解と協力を得ながら行うよう努めることとし、県は、施設整備に係る国の財政支援制度の活用に際して、適切な指導・助言を行います。</p>
ぐんまの高校ガイド	<p>移住希望者等にとって、子どもの教育環境は、移住先を決める上で、大きな要素の一つです。</p> <p>県外の人にとって、本県のどの地域にどのような高校があるかについての情報を得ることは難しいため、大きな負担となっています。</p> <p>このため、県内高校等の教育環境についての情報を提供することを目的とし、高校のマップ及びガイド（冊子）を作成するとともに、移住相談者や企業等に配付することで、教育面における安心感を伝え、地方への人の流れにつなげます。</p>

7 地域文化の振興等

過疎地域に数多く残されている地域の生活に根ざした歴史や伝統文化を保存・継承するとともに、地域資源を生かした新たな地域文化を創造することにより、文化を通じて人々が支え合う個性豊かな地域づくりを推進します。

(1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
「群馬のふるさと伝統文化」支援事業	地域の伝統文化や祭り・行事の継承活動に対して補助します。 ・対象：民間団体の活動のみ（市町村の事業は対象外） ・補助率：2 / 3 以内 ・補助上限：200～300千円
「群馬の文化」支援事業	地域の特色ある文化資源を活用し、文化力の向上、次世代の育成、地域振興につながる活動に対して補助します。 ・対象：市町村、NPO法人、文化団体等 ・補助率：1 / 2 以内 ・補助上限：200～2,500千円

8 集落の整備

集落は、過疎地域において住民が生活する最も基本的な単位であるとともに、生産補完機能、相互扶助機能、資源管理機能といった集落機能を発揮することにより、過疎地域の地域社会の維持と県土の保全という重要な役割を果たしています。

しかし、若年層を中心とした人口流出に伴う少子高齢化の進展によって集落機能が低下し、集落自体の維持が困難な状況が顕在化してきています。

過疎地域の地域社会を引き続き健全に維持していくためには、住民が主体となって取り組む集落の維持・活性化事業を支援するほか、集落の担い手となるようなUJIターン者を受入れるための環境整備を進めるとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」、「緑のふるさと協力隊」といった外部人材の導入・定着を支援するソフト事業の充実・強化に努め、集落の維持・活性化を推進します。

(1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
過疎地域いきいき集落づくり支援事業	過疎地域内の集落住民・地域団体等が主体的に取り組む、集落の維持・活性化に資する事業について、詳細な補助メニューを限定せず、総合的に支援します。 ・補助率：全部過疎地域 3/4以内、一部過疎地域 1/2以内 ・補助上限：1,000千円
地域おこし協力隊の活動・定住支援	過疎地域をはじめとする地方への若者の移住・定着や地域の活性化に資する市町村の地域おこし協力隊の設置（活動、募集）を支援するとともに、起業・定住を支援します。
いきいき・地域・つながりICT支援	人口減が著しい地域において、ICTを積極的に活用し、地域振興に役立つ事業を地域と共同で実施します。

9 その他地域の自立促進に関し必要な事項

地域コミュニティ、ボランティアやNPO法人、企業、大学や高校などの多様な主体が地域づくりに取り組むことが注目されており、今後、多様な主体と行政との連携をさらに強化し、地域づくりを推進することが重要です。

また、過疎市町村同士が連携することや、過疎市町村と地域の中心的な都市との広域的な連携をさらに強化するとともに、地域コミュニティ、ボランティアや、NPO法人、企業、大学や高校などの多様な主体同士が連携して地域課題の解決に取り組むことを促進します。

さらに、市町村の公共施設等を整備し行政水準の向上を図り、住民福祉を増進するための支援を行います。

(1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
地域力向上事業	行政と地域住民が連携し、地域自らが主体となって地域の資源を発見・蓄積・活用し、地域の課題を解決するとともに、地域コミュニティ機能を強化し、魅力ある地域へと向上させる取組及びその活動拠点となる集会施設の設置を支援します。
地域振興調整費	振興局（行政県税事務所）が、地域の課題に迅速かつ柔軟に対応し、地域の振興及び活性化を主体的に推進します。
やま・さと応縁隊活動調査	県内大学と住民が連携し、地域資源の調査及び活用方法について、若者の視点と大学の専門性を活かして取り組みます。

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
市町村建設事業 資金貸付	<p>住民福祉の向上と地域社会の形成を図るため、市町村が実施する公共施設等の整備事業に対し融資を行います。</p> <p>この制度の中で過疎対策事業の枠を設け、低利の融資を行うことにより過疎団体を支援します。</p> <p>○過疎対策事業</p> <ul style="list-style-type: none">・貸付限度額 予算の範囲内・対象団体 過疎法に定める過疎団体

(注) 貸付年度の前事業年度における財政力指数が1以上の市町村については、「過疎対策事業貸付金」の区分による貸付けは行わない。